

【手続きの流れ】 令和8年度 佐倉市結婚新生活支援事業

申請から補助金のお振込みまでの流れは以下のとおりです。

1. 申請

- 別紙記載の必要書類を揃え、住宅課窓口申請してください（郵送不可）。
- 申請時点で、補助対象となる経費（引っ越し代、敷金、住宅(家屋)購入費等）をすでに支払っている必要があります。
※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った経費
- 書類が不足している場合は受付できませんので、ご注意ください。

申請期間は 令和8年4月30日（木）～令和9年3月31日（水） まで
※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。

2. 交付及び確定の通知

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知件確定通知書を通知します。
- 交付及び確定の通知に「3. 補助金の交付請求」で使用する請求書を同封します。

3. 補助金の交付請求

- 住宅課へ補助金交付請求書を提出してください（郵送可能）。
※交付及び確定の通知後、速やかにご提出ください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座（申請者名義の口座）へお振込みをします。